

一般社団法人 まちづくりうらそえ
定 款

平成29年10月10日 定款作成

平成29年11月9日 定款認証

平成29年11月11日 設 立

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人まちづくりうらそえと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県浦添市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、自分らしく幸せに生きる力と生き抜く力を備えた人材の育成を目指し、地域と共に学び育ちあえる市民性教育の発信と、住んで良かったと思えるまちづくりを行い、「地域ぬ宝 世ぬ宝であるていーだぬふぁー（てだこの子）」を育み支え合うコミュニティ創りに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) キャリア教育推進のための調査、研究、情報提供及び提言事業
- (3) 地域と連携し社会教育、生涯学習に関する事業
- (4) 経済団体との連携に関する事業
- (5) 経済界と教育界及び行政の連携に関する事業
- (6) 福祉・教育及びその支援に関する事業
- (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの推進を図る事業
- (8) 子どもの健全育成及び長期的人材育成としてのキャリア教育を推進するための事業
- (9) 子どもの貧困対策に関する事業
- (10) 地域と連携し地域福祉の向上に係る事業
- (11) 公共施設の運営に関する事業
- (12) 障害福祉サービスに関する事業



(13) 家庭支援及び相談支援事業

(14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(機関)

第5条 当法人に、社員総会、理事、理事会、監事を置く。

(公告方法)

第6条 当法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第8条 当法人の社員となろうとする者は、当法人所定の入会申込書により申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第9条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員となった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第10条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名にすべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡したとき

第3章 社員総会

(構成)

第13条 当法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。なお、通知は電磁的方法をとることができる。

(招集手続の省略)

第16条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(代表理事)

第23条 当法人に、代表理事を1名置く。

- 2 代表理事は、法人を代表し会務を総理する。
- 3 当法人に、副代表理事を2名まで置くことができる。
- 4 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、その職務を代行することができる。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの一名と配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の三分の一を超えてはならない。

(理事の資格)

第25条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の在任理事及び監事の任期の残存期間と同一とする。



(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。なお、通知は電磁的方法をとることができる。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第32条 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がこれに代わるものとする。



(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第39条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第40条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総



会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第41条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

浦添市勢理客1丁目7番2号

大城 喜江子

浦添市字経塚856番地2 ハマテラス 103号

桃原 弘子

沖縄県那覇市三原1丁目16番6―203号 堀川アパート

堀川 恭登

宜野湾市我如古1丁目24番17号

宮平 玲那

浦添市前田1丁目49番15―505号 ファイン前田

普久原 小百合



浦添市宮城5丁目13番㉿1-307号 神島マンション

大田 アキ

沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目328番地

金城 円

沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目328番地

金城 悠

沖縄県沖縄市海邦1丁目17番5号 外間アパート201

友利 和也

~~沖縄県那覇市金城5-1-10~~

~~浦崎 佳子~~

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 大城 喜江子

設立時理事 桃原 弘子

設立時理事 堀川 泰登

設立時理事 金城 円

設立時監事 浦崎 佳子

(設立時の代表理事)

第47条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

沖縄県浦添市勢理客1丁目7番2号

設立時代表理事 大城 喜江子

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人まちづくりうらそえの設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。



平成29年11月1日

設立時社員	浦添市勢理客1丁目7番2号 大城 喜江子
設立時社員	浦添市字経塚856番地2 ハマテラス 103号 桃原 弘子
設立時社員	沖縄県那覇市三原1丁目16番6-203号 堀川アパート 堀川 恭登
設立時社員	宜野湾市我如古1丁目24番17号 宮平 玲那
設立時社員	浦添市前田1丁目49番15-505号 ファイン前田 普久原 小百合
設立時社員	浦添市宮城5丁目13番-1-307号 神島マンション 大田 アキ
設立時社員	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目328番地 金城 円
設立時社員	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目328番地 金城 悠
設立時社員	沖縄県沖縄市海邦1丁目17番5号 外間アパート201 友利 和也



第45条 20字削除

第46条 1字訂正
(字削除)

第3条 1字加入

平成 29 年第 411 号

定款認証証書

本定款の設立時社員桃原弘子ほか 6 名の代理人であり、かつ、設立時社員である大城喜江子及び同設立時社員金城円は、本公証人の面前で、全設立時社員が各自の記名押印を自認している旨を陳述した。——

本定款第 3 条中 1 字加入、第 45 条中 20 字削除及び第 46 条中 1 字訂正 1 字削除してある。——

よって、これを認証する。——

平成 29 年 11 月 9 日本職役場において——

沖縄県那覇市字安里 176 番地 4

那覇地方法務局所属

公証人 松 系 久

